

## 令和 7 年度事業計画・予算案の方針案について

### 1 現 状

- ・ 令和 6 年度総予算は約 3 千万円で、公益事業（1～3）は約 2 千万円、法人会計（会運営費）は約 1 千万円としている。  
　その内、公益事業費については、予算の段階で約 2 百万の赤字予算としている。
- ・ 主な収入源である会員会費は、正会員を 2,250 名と見込んでいるが、令和 6 年 9 月末現在 2,139 名（95.1%）で計画会員数を 111 名下回っている。また、令和 6 年度決算会員数の 2,180 名と比較しても 41 名を下回っていて、収入予算を大きく下回ることになる。

### 2 対応策

- 令和 7 年度予算は、令和 6 年度予算額にマイナスシーリングをかけて計画する。
- ・ 法人会計は、人件費や家賃、公共費等会の運営に必要なもので、この物価高騰により上がることはあっても下がることはないので、減額はしない。
  - ・ 令和 6 年度の公益事業予算は約 2 千万円で、約 2 百万円の赤字予算を立てているが、このまま会員が満たされないと、その赤字幅は増大し、切り崩し額が大きくなってしまう。公益事業費の中の赤字予算額（二百万円）の割合を見ると約 10% になる。そこで、来年度予算を立てるに当たり、公益事業費に関しては令和 6 年度予算額に -10% シーリングをかけて計画することとする。
  - ・ 減額計画に当たっては、会場費や講師費用などを単に一律に減額するのではなく、各事業のスクラップ＆ビルトや、他職域との合同事業にして研修事業の見直し（廃止）など幅広い検討を行うこととする。

### 3 その他

- ・ 各部、部会、委員会の事業の実施に当たっては、会則に定めている実施 3 か月前までに理事会の承認を得ること。また、実施後は速やかに理事会に報告することを、厳守徹底すること。  
　特に、実施計画書を提出する際は、前年度の計画策定時に提出した計画書と内容が相違する場合は、その理由を十分に説明すること。